

## 胎内市スポーツ協会加盟団体加入・脱退規程

### (主 旨)

第1条 この規程は、胎内市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第5条第2項の規定に基づき、加盟団体の加入・脱退手続きについて必要な事項を定めるものとする。

### (加入要件)

第2条 本会に加盟しようとする団体は、規約に定めるもののほか、次の要件を備えるものとする。

- (1) 各種大会、競技会の開催のほか定期的に活動を行い、本会の規約を遵守できること
- (2) 宗教活動、政治活動を行わず、営利を目的としないこと

### (加入手続)

第3条 加盟しようとする団体は、次の事項を記載した加入申請書（様式一加1）を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 事務所の所在地及び代表者の住所氏名
- (3) 団体設立の目的及び設立年月日
- (4) 規約
- (5) 役員名簿、会員名簿
- (6) 事業計画書、予算書
- (7) その他の参考資料

### (加入承認)

第4条 本会会長は、前条の加入申請を受理した場合、正副会長会に諮り役員会の議決を経て承認するものとする。

### (休 会)

第5条 加盟団体が活動を一時休止する場合は、速やかに休会届（様式一加2）を提出するものとする。

### (脱 退)

第6条 加盟団体が次の事項に該当することとなった場合は、脱退届（様式一加3）を提出するものとする。

- (1) 団体を構成する会員数が10名未満となった場合
- (2) 定期的な活動実態がなくなった場合

### 附 則

#### (実施の時期)

- 1 この規程は、平成30年4月14日から施行する。